

令和2年度宮古市移住定住パンフレット作成業務委託仕様書

1 件名

令和2年度宮古市移住定住パンフレット作成業務

2 目的

就労、UI ターン等により宮古市の移住定住を検討している人に対し、宮古市の魅力を効果的に伝える、訴求力のある冊子を作成し、市のプロモーション力を向上させ、移住定住の促進を図るもの。

また、宮古市内の高等学校に通う高校生に対し、パンフレットの制作を通じて、宮古市の魅力を知る機会を提供し、地元に対する愛着度の向上を図る。

3 契約期間

契約日から令和3年1月29日まで

4 業務内容等

(1) 業務内容

① 宮古市の魅力を効果的に伝える、訴求力のある冊子の作成及び配布

ア コンテンツの企画・立案及び取材

イ 編集、デザイン

ウ 印刷

エ 首都圏等での配布

オ その他付帯業務

② 宮古市内の高等学校に通う高校生に対し、パンフレット制作体験の提供

ア 取材方法のレクチャー

イ 原稿の書き方のレクチャー

ウ その他付随する体験の提供

(2) PR のコンセプト

次のPRコンセプトを中心に据え、コンテンツを構成し、作成すること。

ア 「市の概要」

(ア) 市長コメント(「森・川・海」にふれたもの)

(イ) 東日本大震災からの復旧・復興について

(ウ) 公共交通(三陸沿岸道路宮古工区の全開通)について

(エ) 自然エネルギー(スマートコミュニティの取り組み)について

(オ) 防災の取り組みについて

(カ) 統計情報

イ 「子育て支援策」

ウ 「四季を感じる地元の食」

エ 「宮古での働き方と暮らし方」

オ 「五感で感じる自然」

5 委託内容

(1) パンフレットの作成

ア 概要

就労、UI ターン、住宅取得等により宮古市の移住定住を検討している人に対し、宮古市の魅力を効果的に伝える、訴求力のある内容とする。

イ ターゲット

(ア) 宮古市での就労を希望する若年層(概ね 18 歳～35 歳)

(イ) 宮古市への UI ターンや宮古市での居住を検討している子育て世代(概ね 25 歳～40 歳)

ウ パンフレットの構成等

(ア) PR のコンセプトを踏まえ、ターゲットに訴求する内容とすること。

(イ) ページ構成は、受託者の企画提案を基に、市及び受託者が協議のうえ決定する。

エ 制作および編集

情報誌等の制作、編集経験のある者が制作すること。

オ パンフレットの内容等

最低限の内容は、以下のとおりとする。

(ア) 表紙

以下の要素及び内容を検討のうえ制作し、配置すること

- ① 「宮古市」を入れたタイトル
- ② サブタイトル
- ③ キャッチフレーズ

(イ) 裏表紙

以下の要素を配置すること

- ① 宮古市公式ホームページ及び問合せ先
- ② 交通アクセス

カ パンフレットの仕様等

下記の項目を基本とし、その他の規格等、受託者の企画提案を基に、協議のうえ決定する。

(ア) 発行主体

宮古市

(イ) 規格

- ① 版型:A4～AB 版
- ② 色数:4色フルカラー
- ③ ページ数:16 ページ以上
- ④ 発行部数:20,000 部以上
- ⑤ 紙質:コート紙 62.5kg 以上

(2) 高校生に対する制作体験の提供

ア 概要

(1)のパンフレットの作成の過程において、宮古市内の高等学校に通う高校生に対し、パンフレットの制作体験を提供すること。なお、提供に当たっては、対象となる高校生が取材等を通じて宮古市の魅力を知ること、地元への愛着度が高まるよう工夫すること。

イ 対象者

市が指定する宮古市内の高等学校に通う高校生 約 200 名

ウ 内容

パンフレットに掲載する記事の取材、原稿作成等

エ 実施体制

高校生又は大学生に対し、同様の制作体験を提供した経験がある者を配置すること。

オ 高等学校との事前協議

制作体験については、市及び市が指定する市内の高等学校と事前に協議のうえ、実施すること。

カ 実施報告書の作成

制作体験の提供が完了した際は、実施した内容、実施中の写真、参加した生徒が作成した原稿等をまとめ、実施報告書として市に提出すること。

(3) パンフレットの配布

配布部数 3,000 部以上

【備考】 上記の部数について、首都圏等における本市の移住定住希望者への訴求に有効と考えられる配布先及び配布方法を提案のうえ配布先との調整を行い、実施すること。

(4) パンフレット等の納品

ア 納品する成果物

(ア) パンフレット

20,000 部以上(配布部数を含む)

(イ) パンフレットの電子データ(PDF 形式)

CD-R 1部

(ウ) パンフレット作成のための素材データ(取材・撮影等をした素材含む)

二次利用可能なデータ形式での提供。ただし、二次利用する際は、別途受託者と協議のうえ、利用することとする。

イ 納品先

宮古市企画部企画課地域創生推進室(〒027-8501 宮古市宮町一丁目1番 30 号)

ウ 納品期限

令和 2 年 12 月 25 日

6 市内業者等との連携

業務の実施にあたっては、宮古市内に主たる営業所を有する業者又は主たる事務所を有する団体と連携すること。

なお、企画提案に当たっては、想定される連携先業者又は団体及び業務内容について具体的に提案すること。

7 業務実施に当たっての注意事項

- (1) 写真、情報等の使用に関して著作権の許諾等が必要な場合は、受託者が手続きを行うものとし、当該著作権の使用等に係る経費については、契約金額に含むものとする。
- (2) 写真等の著作権、肖像権など、各種権利等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、市は責任を負わないものとする。
- (3) 第三者が所有する写真、情報等を使用する場合は、受託者が当該第三者と調整した上で、受託者が準備するものとする。
- (4) 本業務の実施に必要な各種手続きは、原則として受託者が行い、当該手続きに係る費用は契約金額に含むものとする。
- (5) その他本業務の実施に係る費用は、原則として全て契約金額に含むものとする。
- (6) 原則として3回以上、市の校正を受けることとする。
- (7) 本業務の遂行にあつては、新型コロナウイルス感染症等の状況を考慮し、オンラインによる協議など、十分な対策をとるものとする。
- (8) 高校生への体験の提供に当たっては、対象となる高校生の安全、健康等に十分配慮した上で実施するものとする。不測の事態が生じた場合は、速やかに市及び高等学校の担当者へ連絡し、指示を仰ぐものとする。
- (9) 受託者は、市が掲載を指示する事項について協議の上、対応することとする。

8 成果品の利用及び著作権

- (1) 成果品の著作権は市に帰属するものとする。やむを得ず、著作権を市に譲渡できない場合は、受託者は、事前に市に申し入れを行い市の了承を得るものとする。ただし、冊子に掲載される写真等で第三者が保有している著作物の著作権は当該第三者に留保される。
- (2) 成果品について、市は、都市プロモーション等のために冊子を配布するとともに、電子データをホームページ等で公表することができる。また、パンフレット作成に当たって取材、撮影等をした素材について、納品後1年間は、受託者の許可なく他の目的に使用できるものとし、1年後以降の運用は、別途協議することとする。

9 委託限度額

5,192千円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

10 秘密保持

- (1) 受託者は本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外に利用、第三者に開示、漏洩してはならない。契約終了後もまた同様とする。
- (2) 受託者は、個人情報を取り扱う場合は、宮古市個人情報保護条例(平成17年条例第13号)を遵守しなければならない。

11 その他

本仕様書に記載のない事項については、市と受託者で協議するものとする。